

東日本大震災から 10 年

相次ぐ災害、被災地での活動の記録と提案



平成 23 年 6 月 30 日 宮城県気仙沼市

NPO 法人アレルギーを考える母の会

令和 3 年 3 月

1、東日本大震災、熊本地震などの被災地で活動

○患者支援と研修機会を提供する協力を継続

NPO 法人アレルギーを考える母の会（以下「母の会」）は、東日本大震災（平成 23 年 3 月）以降の関東・東北豪雨（同 27 年 9 月）、熊本地震（同 28 年 4 月）、九州北部豪雨（同 29 年 7 月）、平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨）、北海道胆振東部地震（同 30 年 9 月）、令和元年東日本台風（10 月）などの被災地で、患者支援とともに、被災自治体や地域の保健師、栄養士、助産師、医師、看護師、学校や保育所の教職員などに、講師となる専門医を同行して研修機会を提供する協力を続けている。

「母の会」が応援できる患者には限りがある。被災地で活動する専門職の方々にアレルギーへの理解を深めてもらい患者を支えてもらいたいという思いから始めた活動であった。

○日ごろ身近にいる人の支援で安心できる

東日本大震災の被災地で活動を開始した当初、避難所などを訪れて分かったことがあった。最前線の被災者支援では、保健師、栄養士、看護師などのかかわりが大きな比重を占めていた。特に避難所では保健師がキーマンだった。加えて被災した方々にとっては、見知らぬ人による支援ではなく日ごろから身近にいる人が安心できる。直ちに命にかかわるケースが多くはないアレルギー患者の支援では、主に長く続く避難生活での生活支援、保健が課題となっていた。ところが支援に当たる専門職の方々も被災者であり、職員不足が続く中で、情報を得る機会や研修に参加することが難しい状況が続いていた。また協力は被災した方々や自治体などが必要と考える協力であるべきだと感じた。アレルギー患者の支援で「母の会」が必要と思う協力も、自治体にとって理解されない協力は押し付けとなり迷惑と受け止めてしまう可能性さえある。

「母の会」の活動では当初、避難所などでの避

難生活で、アレルギーで困っている人がいることを理解してもらい、支援の手を差し伸べてもらうことに主眼を置いた。その上で、アレルギー疾患の正しい病態理解と適切な対応の理解を深める研修の機会を提供する活動に取り組むことにした。

○宮古医療圏の小児科医との交流から始まる

そうして開始した活動で、被災地の市町村と連携して研修会等を行えるようになるのは、そう容易なことではなかった。現地の市町村にしてみれば、全く面識がない「母の会」が訪ねても、「いったい何処の馬の骨」と思われて当然だった。しかも被災から間もない時期で、「それどころではない」状況でもあった。「母の会」は被災した平成 23 年のうちに、岩手県宮古市から福島県いわき市まで沿岸 21 市町の母子保健、保育、学校の担当部門 60 個所以上を 3 回にわたって訪問し、患者支援に役立つ情報や資料の提供、研修の機会を提供する案内を行った。

その中から 12 月 2 日、「母の会」とともに現地を訪れた東京都立小児総合医療センターアレルギー科部長（当時）の赤澤晃先生、古川真弓先生と岩手県宮古医療圏の小児科医 5 人との意



見交換が実現（写真上）、そこでの話し合いから翌年 2 月 3 日、宮古市、岩泉町、山田町から保健師 12 人、医師 4 人、看護師 3 人、保育士 32 人、教員 5 人ら 71 人が参加する研修会が実現した。これを機に患者サポートを充実させる研

「東日本大震災」被災地域 (平成23年)



石巻市立大川小学校 (8月2日)



石巻市雄勝地区 (8月2日)



釜石市内で (7月1日)



「熊本地震」被災地域

(平成28年)

「阿蘇大橋」崩落の現場 (5月5日)



南阿蘇村 (5月5日)



益城町保健福祉センター (災害対策本部・避難所 5月6日)

「西日本豪雨」被災地域（平成30年）



広島県呉市天応地区（8月7日）



広島県坂町小屋浦地区（8月7日）



倉敷市真備町岡田小学校避難所（8月8日）



小屋浦地区「みみょう保育園」（8月7日）

「北海道胆振東部地震」の被災地（平成30年）



避難所ではスキンケアの方法も伝えた
（厚真中央小学校）



乳幼児親子に情報を提供した（安平町
スポーツセンター）



9月29日（土）、北海道胆振東部地震で大きな被害を受けた厚真町、むかわ町、安平町の役場、災害対策本部、避難所などを訪問し、長引く避難生活で悩むアレルギー患者の生活を支えるのに役立つ情報などを提供、相談を寄せた患者さんにも対応した

令和元年東日本台風の被災地 (長野市、10月27日)



千曲川が決壊した穂保地区



市立豊野西小学校の避難所



昭和の森公園



北部スポーツレクリエーションセンターの避難所

令和2年 熊本豪雨被災地、福島第一原発周辺



人吉スポーツパレス避難所 (10月29日)



福島県葛尾村 (11月6日)



熊本県人吉市内 (10月29日)



福島県大熊町 (11月6日)

【主な災害被災地での活動日数、研修会実施回数】

(被災直後の患者支援、行政に対する情報提供に加え、研修の機会を提供する協力を継続)

東日本大震災

(令和3年1月31日現在)

	訪問回数	活動日数	研修会実施回数(県別)			
			岩手	宮城	福島	茨城
平成23年	9	27	1	0	0	0
平成24年	15	29	3	3	5	0
平成25年	15	24	4	5	7	0
平成26年	22	31	3	8	13	1
平成27年	12	20	0	5	5	2
平成28年	24	42	3	6	15	0
平成29年	8	15	2	4	1	1
平成30年	13	22	4	8	2	0
平成31・令和元年	10	17	0	8	2	0
令和2年	5	12	5	1	0	0
合計	133	239	25	48	50	4

*参加者合計 7,753人 総計127回

熊本地震

	訪問回数	活動日数	研修会実施回数 熊本
平成28年	4	12	0
平成29年	5	9	5
平成30年	4	6	3
平成31・令和元年	2	4	2
令和2年	1	2	0
合計	16	33	10

*参加者合計は769人

西日本豪雨

	訪問回数	活動日数	研修会実施回数(県別)		
			岡山	広島	愛媛
平成30年	5	12	2	0	0
平成31・令和元年	7	10	1	5	1
合計	12	22	3	5	1

*参加者は合計318人

*令和2年度：新型コロナウイルスの感染拡大を受けオンラインで実施、6回の研修会に1,920人が参加した
(岩手、宮城、熊本県では県庁から参加が呼びかけられた)

被災地で研修を担当していただいた医師など(順不同)

国立成育医療研究センターアレルギーセンター長	大矢幸弘先生
国立成育医療研究センターアレルギーセンター総合アレルギー科医長	福家辰樹先生
東京都立小児総合医療センターアレルギー科部長	飯野晃先生
東京都立小児総合医療センターアレルギー科	古川真弓先生
国立病院機構相模原病院臨床研究センター病因・病態研究部長	佐藤さくら先生
昭和大学医学部小児科学講座教授	今井孝成先生
神奈川県立こども医療センター副アレルギーセンター長	高増哲也先生
宮城県立こども病院総合診療課部長	三浦克志先生
国立病院機構大阪南医療センター小児科医長	井上徳浩先生
さいたま市民医療センター小児科科長	西本創先生
国立病院機構福岡病院名誉院長	西間三馨先生
慶應義塾大学医学部小児科助教	森田久美子先生
東北医科薬科大学小児科	北澤博先生
福岡市立こども病院アレルギー・呼吸器科科長	手塚純一郎先生
国立病院機構熊本医療センター小児科	緒方美佳先生
厚生労働省保育課保育指導専門官	丸山裕美子さん
国立病院機構相模原病院臨床研究センター管理栄養士	林典子さん
管理栄養士・小児アレルギーエドゥケーター	長谷川実穂さん
米沢市立病院看護師・小児アレルギーエドゥケーター	本間恵美さん

(肩書は当時のものを含む)

研修会への理解が少しずつ被災地域で広がり、連携する市町村が増えていった。

○146回の研修会に8,840人の専門職が参加
患者支援に役立つ情報を届け、専門医などを

2、東日本大震災でアレルギー患者が置かれた状況

○無理解や誤解で困った患者に出会う
平成23年3月11日に発生した東日本大震災

講師に行う研修機会を提供する活動は、その後に相次いだ災害の被災地も含め今も継続している。

これまで「母の会」が東日本大震災、熊本地震、西日本豪雨などの被災地で活動した日数は300日を超え、146回行った研修会には約8,840人の専門職が参加している。また令和2年度は新型コロナウイルス感染症が全国に拡大し県を超えての移動や集合型の研修の開催が難しい中で、Web会議システムを使った6回のオンライン研修会を実施した。研修会にはこれまでに連携してきた北海道、岩手、宮城、福島、千葉、茨城、長野、愛知、岡山、広島、熊本、鹿児島などの各道県から合計1,920人の専門職が参加した。岩手県、福島県、熊本県では「母の会」が訪問した県庁からすべての市町村に案内が届けられ、これまでない地域からも多くの専門職が参加する

広がりを見せた。もちろんこうした活動は、「母の会」の要請に快く応じて被災地に出向いていただいた専門医や小児アレルギーエドゥケーターなどの協力で実現したものだった。

と続く避難生活で、アレルギー患者が置かれた状況は、当会も協力した「東日本大震災におけ

るアレルギー児の保護者へのアンケート調査（第2報）津波の影響を受けた沿岸部の調査¹⁾に詳しい。喘息発作の頻度は内陸部を対象にした報告より多く、医療機関を受診できなかった例、食物アレルギーではアレルギー用食品の



岩手県釜石市で行った研修会（令和2年1月）

入手が困難であり、誤食によりアナフィラキシーを発症した例、アトピー性皮膚炎では入浴やシャワーができず悪化した例などが報告されている。

当時、被災地を訪れて分かったのは「避難所でアレルギーを理解してもらえない」傾向だった。「母の会」が訪れた避難所などでも、「ある食べ物を『食物アレルギーがあるので食べられない』と言ったら『こんな時に贅沢を言うな』と避難所の担当者に怒られた」「がれきの撤去作業や避難所などのホコリが多い環境で喘息が悪化したのを感染症と間違われ、避難所にいられ



相双保健福祉事務所（福島県）で行った「保健指導」を推進するための研修会（令和元年11月）

なくなった」「風呂やシャワーを使う回数が限られる環境でアトピー性皮膚炎が悪化したことが理解されず『汚い』と言われた」など同じ避難者だけでなく避難所運営に携わる人々の無理解や誤解で患者が困った例に多く出合った。

無理解は被災の現場にとどまらなかった。「アトピー性皮膚炎、気管支喘息を有する小児については、アレルゲンフリーの食品が必要となるが、これらは一般の保存食と比較して保存期間



宮城県多賀城市で行った研修会（令和元年10月）

が短く、備蓄が困難であると言われている。（中略）アレルギー疾患を有する患者への対応を含め、食糧備蓄のあり方について考慮する余地がある」などとする厚生労働科学特別研究事業報告²⁾にも表れていた。言うまでもなく正しい病態理解に基づかない取り組みは、支援する行政の側に必要のない負担を生むことになる。

○患者支援に心を砕いた多くの保健師など

半面、被災地ではアレルギー患者支援に心を砕いた保健師などにも多く出会った。被災から3か月後、宮城県内のある自治体で出会った保健師は、自らも被災して避難所で生活しながら被災者の支援を行っていた。その保健師は訪問した初対面の「母の会」に、「発災時は保健師も栄養士もバラバラに避難所生活を余儀なくされ、何の情報もない中で、自分が知っている限り出来る限りの対応を行った。ただ食物アレルギーの子の支援まで思いが及ばなかった」と申し訳なさそうに語ってくれた。

平成 23 年当時、アレルギー患者支援の在り方を示す指針やマニュアルなどがなかったことから避難所などで十分な支患者援が行われなかったことは不思議ではなく、取り組み指針などの策定と併せ、保健師、栄養士など専門職がアレルギー疾患に関する必要な知識、情報を得ていることの重要性を教えてくれた。

○「災害時の対応パンフレット」の活用

被災地ではテレビやラジオを通じて、他の疾患の学会による支援の情報が繰り返し流されて

いた。「母の会」は最初の被災地訪問後、日本小児アレルギー学会に避難所などで患者理解を促すパンフレットの作成を要請、先生方の迅速な対応により発災 2 か月後の 5 月には、「災害時のこどものアレルギー疾患対応パンフレット」³⁾ が完成した。

「母の会」は学会からパンフを預かるとともに、助成金を活用して 5000 部を印刷し被災市町村や避難所などに直接持ち込んで掲示・活用を要請した。

3、東日本大震災は国の災害対策を大きく見直す転機に

○災害対策基本法を改正、「要配慮者」に

東日本大震災は国の災害対策を大きく変える転機となった。多くの被災者が長期にわたる避難所生活を余儀なくされる状況の中で、被災者の心身の機能の低下や様々な疾患の発生・悪化が見られたこと、多くの高齢者、障害者、アレルギーを含む慢性疾患患者などが避難所のハード面の問題や他の避難者との関係などから自宅での生活を余儀なくされたことなどが課題となった。

これらの課題を踏まえ、平成 25 年 6 月に災害対策基本法が改正され、市区町村長による指定避難所の指定制度と、「施策における防災上の配慮等」を定めた同法第 8 条の 15 に「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要するもの(以下「要配慮者」という。)に対する防災上必要な措置に関する事項」が規定され、「要配慮者」に

する支援が規定された。

○「避難所の取組指針」に具体策

災害対策基本法の改正と並行して内閣府は平成 24 年 10 月に「避難所における良好な生活環境の確保に関する検討会」を設置し「母の会」代表が委員を拝命した。発災後、厚生労働省などに何度かアレルギー対策の充実を訴えてきたことが背景にあったと思われる。検討会がとりまとめた「避難所における良好な生活環境の確

「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」

内閣府(防災担当)平成25年8月、同28年4月改定(抜粋)

発災翌年の平成24年10月、内閣府に「避難所における良好な生活環境の確保に関する検討会」が設置された。「母の会」代表が委員として報告・提案した内容が盛り込まれた

第1-4 避難所における備蓄等

(1) 食料・飲料水の備蓄

食物アレルギーの避難者にも配慮し、アルファーマ等の白米と牛乳アレルギー対応ミルク等を備蓄する。必要な方に確実に届けられるよう、要配慮者の利用にも配慮する

第2-7 食物アレルギーの防止等の食料や食事に関する配慮

(1) 食事の原材料表示

食物アレルギーの避難者が食料や食事を安心して食べることができるよう、避難所で提供する食事の原材料表示を示した包装や食材料を示した献立表を掲示し、避難者が確認できるようにする

(2) 避難者自身によるアレルギーを起こす原因食品の情報提供

食物アレルギーの避難者の誤食事故の防止に向けた工夫として、(中略)食物アレルギーの対象食料が示されたピブス、アレルギーサインプレート等を活用する

第2-8 衛生・巡回診療・保健

(7) ② 生命・身体に配慮を要する避難者への対応

アトピー性皮膚炎の悪化を避けるための仮設風呂・シャワーを優先的な使用させることや、喘息など呼吸器疾患の悪化を避けるためのほこりの少ない場所への避難などの配慮がなされること望ましい

保に向けた取組指針」(平成25年8月、以下「取組指針」)⁴⁾には、アレルギー患者も「要配慮者」と明記された。また検討会で「母の会」は当時の小児アレルギー学会食物アレルギー委員長などと連携しながら具体的な支援策を盛り込むように訴えた。その結果、「食物アレルギーの避難

者が食料や食事を安心して食べることができるよう、避難所で提供する食事の原材料表示を示した包装や食材料を示した献立表を掲示し、避難者が確認できるようにする」など、要望した具体的な支援策すべてが盛り込まれ、市町村に取り組みが求められることとなった。

4、災害対策見直し後の自治体の動き

○61%の指定避難所で対応食備蓄(内閣府調査)

その後、全国の自治体で「取組指針」がどのように取り組まれているかを知る手掛かりは多くないが、内閣府や総務省が施策をフォローする調査結果をいくつか報告している。

平成27年3月に内閣府(防災担当)が公表した「避難所の運営等に関する実態調査(市区町村アンケート調査)」⁵⁾によると、指定避難所で備蓄を行っている自治体のうち食物アレルギーに配慮した備蓄を行っている市区町村は406自治体、61%だった。「他の場所に保管している」「協定に基づく流通備蓄を想定」などの例もあり評価は難しいが、調査に回答した全1,681自治体では指定避難所で食物アレルギーに配慮した備蓄を行っていると回答した市区町村の割合は24%だった。

また総務省近畿管区行政評価局が平成29年

12月に公表した「指定避難所等の指定・運営等に関する実態調査」⁶⁾結果によると、大阪府、兵庫県、和歌山県内の全114市町村の中から人口が多い順に58市町を抽出(府県ごとに市町村の約5割、人口では約9割をカバー)した調査で、58市町のうち53市町(91%)で食物アレルギー対応食料等(アルファ化米、粉ミルク等)を備蓄し、5市町(9%)は備蓄していなかったことが報告された。

○熊本地震で「十分取り組み」は1自治体

平成29年4月に内閣府が公表した「平成28年度避難所における被災者支援に関する事例報告書」⁷⁾によると、熊本地震の発生を受けて熊本県内の市町村を対象に行った調査で、「アレルギー対応食の用意」について1自治体(3.1%)が「十分取り組まれていた」、4自治体(12.5%)

は「取り組まれていたが不十分だった」、8自治体(25%)は「取り組まれておらず、今後は行っていきたい」、19自治体(59.4%)は「取り組む必要はなかった」と回答した。「必要はなか

調査	結果
避難所の運営等に関する実態調査(市区町村アンケート調査)(内閣府平成27年3月)	食料を備蓄している指定避難所で食物アレルギー対応食を備蓄している市区町村は406(61%)自治体であった
指定避難所等の指定・運営等に関する実態調査(総務省近畿管区行政評価局平成29年12月)	大阪府、兵庫県、和歌山県内の人口の多い順の58市町を対象に行った調査で53市町(91%)が食物アレルギー対応食等を備蓄していると回答した
平成28年度避難所における被災者支援に関する事例報告書(内閣府平成29年4月)	熊本地震を受けた県内市町村の調査で、「アレルギー対応食の用意」について1自治体(3.1%)が「十分取り組まれていた」、19自治体(59.4%)は「取り組む必要はなかった」と回答した
指定避難所等における良好な生活環境を確保するための推進策検討調査報告書(内閣府防災担当平成30年8月)	1,500人の市民を対象に行ったWEB調査で、173人(11.5%)が「アレルギー等の慢性疾患がある/同居する家族にアレルギー等の慢性疾患患者がいる」と回答した

った」との回答について、報告書は併せて「避難所運営担当者がアレルギー疾患患者に気づかなかった、(患者が) 避難所にアレルギー対応食品の備蓄がないものと判断していかなかった」などのコメントを紹介している。

患者に関する調査では、内閣府（防災担当）が平成 30 年 8 月に公表した「指定避難所等における良好な生活環境を確保するための推進策検討調査報告書」⁸⁾がある。1,500 サンプルを対

象に Web で行ったアンケートの結果、173 人（11.5%）が「アレルギー等の慢性疾患がある/同居する家族にアレルギー等の慢性疾患患者がいる」と回答し、食事や水など「最低限、この条件が整っていないと避難所にはいかない」項目で、「アレルギー対応、介護食等の特別食が提供されている」と回答した人は 104 人（6.9%）であった。

5、西日本豪雨、北海道胆振東部地震の被災地

○「取組指針」に基づく対応を聞き取り

行政の仕組みでは、国が示した災害対策の指針などを実際に行うか、またどう行うかは市町村の裁量に任される。各種の調査で示された準備は災害時に生かされているのか、「母の会」は平成 30 年に発生した「西日本豪雨」（7 月）で被災した岡山県倉敷市真備町、総社市、高梁市、広島県広島市、呉市、坂町、「北海道胆振東部地震」（9 月）の被災地である厚真町、安平町、むかわ町で活動を行った際、避難所や市町村の被災者支援窓口などで聞き取りを行った。「取組指針」に基づく取り組みの実施状況と合わせ、災害発生の際に厚生労働省から情報が提供される「災害時のこどものアレルギー疾患対応パンフレット」（改訂版）が活用されているか、また（公社）日本栄養士会が災害支援の取り組みとして JDA・DAT（日本栄養士会災害支援チーム）を派遣し「特殊栄養食品ステーション」⁹⁾を開設していることを知っているかについてもたずねた。

○原材料表示、災害パンフ活用は確認できず

その結果、当会が訪問した 18 か所の避難所では、提供する食事の原材料表示は行われておらず、「災害時のこどものアレルギー疾患対応パンフレット」が掲示されていた避難所、保健師等が同パンフレットを知っていた避難所いずれも

なかった。また JDA・DAT の活動も避難所や自治体の被災者支援部門では知られていなかった。直接対比できるものではないものの、聞き取りした実情と既述した各種の調査結果には大きな乖離があることが感じられた。

○自衛隊の「給食支援」にも課題

新たな課題も明らかになった。「取組指針」には、食物アレルギー患者のために「食事の原材料を示した包装や食材料を示した献立表を掲示し、避難者が確認できるようにする」（要旨）とされている。北海道胆振東部地震の被災地で、食事を調理して提供する「給食支援」を行っていた自衛隊部隊に確認したところ原材料表示は行っていなかった。これを受けて「母の会」は防衛省に働きかけ、統合幕僚監部参事官、内閣府参事官補佐（避難所担当）らと面会し、国の組織である自衛隊が範を示して原材料表示を行



北海道むかわ町で（平成 30 年 9 月）

い、自治体を引っ張ってほしいと要請した。

防衛省からは平成30年12月、「現地の特性に応じて柔軟に対応したい。表示を推進していく」（統合幕僚監部）と口頭で回答があった。ただその際、自衛隊が行う活動は被災自治体に対する協力であり、原材料表示も第一義的には市町村が行うことが強調された。その上で防

衛省は、市町村が作成した原材料や調味料を表示した看板を掲示する、使用した調味料のビンなどを配食する場所に置く、アレルギーに関する自治体の問い合わせ先など注意喚起を行うことを例示した。1週間後には防衛省から「全国の部隊に周知を行った」と連絡があった。

○台風19号被災地の「給食支援」で原材料表示

令和元年10月に日本を襲った令和元年東日本台風に伴う大雨は、各地に甚大な被害をもたらした。「母の会」は防衛省のHPで自衛隊が「給

防衛省から示された対応は実施されていた

令和元年東日本台風被災地の「給食支援」の現場（令和元年10月27日）



昭和の森公園
(長野市)



北部スポーツレクリエーションセンター

食支援」を行っていることを確認し、長野市内の2か所の避難所を訪問して「給食支援」の現場を見学した。そこでは前年の防衛省の回答に沿って原材料の表示が行われていた。従事していた自衛官の話によると、自衛隊から市に原材料表示の実施を要請し市が掲示物を作成したとのことだった。

防衛省によると同台風の被災地では長野市はじめ茨城県常陸大宮市、福島県いわき市、宮城県角田市の避難所における「給食支援」で原材料表示を行ったとのことだった。

6、アレルギー患者支援に必要な取り組み

○国と自治体が歩調を合わせた取り組みを

東日本大震災の発災から10年、この間に災害時を含むアレルギー疾患対策は大きく進展した。平成26年6月にはアレルギー疾患対策の基本的な事項と対策の総合的な推進をうたった「アレルギー疾患対策基本法」¹⁰⁾が成立し、これを受けて具体的な施策の方向性を示した「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」(以下「基本的な指針」)¹¹⁾が策定された。既述のよ

うな災害対策基本法の改正も行われた。こうした法整備に基づく具体的な取り組み推進が求められる。とりわけ災害対策では国と歩調を合わせた自治体の取り組みを、今後より一層推進することが求められる。

○アレルギー疾患医療連絡協議会などで提起を

地域における取り組み推進では、「都道府県拠点病院を中心とした診療連携体制、情報提供、

人材育成等の施策の企画、立案や実施等、地域の実情に応じたアレルギー疾患対策の推進を図る」(知事あて厚生労働省健康局長通知 平成29年7月28日)¹²⁾と位置付けられた「都道府県アレルギー疾患医療連絡協議会」の場などで論議し推進することが期待される。

「基本的な指針」には、災害時の対応について「国及び地方公共団体は、平常時において、関係学会等と連携体制を構築し、様々な規模の災害を想定した対応の準備を行う」と記されている。また自治体には「地方公共団体は、アレルギー疾患対策に係る業務を統括する部署の設置又は担当する者の配置に努める」ことが求められている。

「母の会」が活動した西日本豪雨の被災自治体で、食物アレルギー対応食が備蓄されていたにもかかわらず行政内で情報が共有されず活用されなかった例があり、自治体内で連携することの重要性を浮き彫りにしていた。

○対応施設を指定し普段から住民に周知する

対策の最前線を担う市町村には、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」の第1「平時における対応」の1「避難所の組織体制と応援体制の整備」(1)「組織体制、人的体制」①「体制の整備」において、平時から市町村の防災関係部局、福祉関係部局及び保健衛生関係部局が中心となり、関係部局等が協力して、『避難所運営準備会議(仮称)』を開催し、要介護高齢者、障害児者、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等(以下「要配慮者」という。)や在宅者への支援も視野に入れて連携し、災害時の対応や役割分担などについて決めておくこと」が求められている。

アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針(抜粋)

第5 その他アレルギー疾患対策の推進に関する重要事項	
(2)	地域の実情に応じたアレルギー疾患対策の推進
	ア) 地方公共団体は、アレルギー疾患対策に係る業務を統括する部署の設置又は担当する者の配置に努める。
(3)	災害時の対応
	ア) 国及び地方公共団体は、平常時において、関係学会等と連携体制を構築し、様々な規模の災害を想定した対応の準備を行う。
	イ) 国は、災害時において、乳アレルギーに対応したミルク等の確実な集積と適切な分配に資するため、それらの確保及び輸送を行う。また、国は、地方公共団体に対して防災や備蓄集配等に関わる担当部署とアレルギー疾患対策を担当する部署が連携協力の上、食物アレルギーに対応した食品等の集積場所を速やかに設置し、物資の受け取りや適切なタイミングで必要な者へ提供できるよう支援する。
	ウ) 国及び地方公共団体は、災害時において、関係学会等と連携し、ウェブサイトやパンフレット等を用いた周知を行い、アナフィラキシー等の重症化の予防に努める。
	エ) 国及び地方公共団体は、災害時において、関係団体等と協力し、アレルギー疾患を有する者、その家族及び関係者並びに医療従事者向けの相談窓口の設置を速やかに行う。

被災時には行政も混乱を極める。事前に備蓄をする、複数のルートで全国から物資など支援の手が届くことなどを考えれば、市町村がアレルギー患者等の「要配慮者」に対応する施設をあらかじめ指定して保健師や栄養士などを配置する、そのことを平時から自治体広報、患者が受診する病院や診療所、発災時にはNHKや地元報道機関などを通じて住民に周知する、こうした施設を拠点にしてJDA-DATもより効果的に活動できると「母の会」は考える。

○「保健指導の手引き」の活用が有効

災害時には被災者と向き合う保健師や栄養士のアレルギー理解がポイントであることを、「母の会」は現場で実感してきた。被災した多くの食物アレルギー患者は「ここでは支援を受けられない」と避難所を出て他を頼り、それが「避難所にアレルギーで困っている人はいない」という行政の認識を生む、一種の負のスパイラルのような状況が繰り返されている。被災者支援の最前線で「アンテナ」が働かなければ、どのような支援の仕組みを作っても多くの患者は恩恵に預かれない可能性がある。

平成31年3月、厚生労働科学研究特別研究



班によって「小児のアレルギー疾患 保健指導の手引き」¹³⁾が作成され公表された。市町村保健センターなど行政の保健師、栄養士などがアレルギー疾患につ

いて理解を深めることは、災害時に被災者の健康を守るのも保健師や栄養士などであることを考えれば、災害時にも大きな力を発揮できる。そうした専門職がアレルギーについて理解を深

める機会、研修などの充実が求められる。アレルギー分野のこうした取り組みが、広く災害時の慢性疾患患者の支援の充実につながることを期待される。

併せて国には、地域の状況に応じてアレルギーに関する保健活動の計画等を立案して推進できる行政の保健師や栄養士などを養成することも求められる。都道府県・保健所設置市、特別区など職員に対し、幅広い分野で保健活動の企画、立案、推進、評価ができる専門職を養成する役割を果たす国立保健医療科学院で必要な研修が行われることが重要と考える。

幅広い積極的な施策を通じて「小児のアレルギー疾患 保健指導の手引き」に基づく保健指導が全国で行われ、アレルギーの発症予防や患者・保護者の不安の軽減、適切な受療行動につながる、そのことが災害時の取り組みにもつながると考える。

7、「母の会」のこれからの活動

〇一番大変な思いをしたところにこそ協力を

「母の会」は東日本大震災について、「10年は協力を続けよう」と決めて取り組んできた。この間の協力は、当初の専門職の方々がアレルギー理解を深めるための研修機会の提供から、災害対策を含め乳幼児期の「保健指導」など幅広い対策に他地域に先駆け積極的に取り組んでもらうための協力に変わってきている。

具体的には「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（平成20年、令和元年度改訂）、「学校給食における食物アレルギー対



応指針（平成27年3月）、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（平成23年、平成31年改訂）に基づく取り組みの推進や、「基本的な



東日本大震災津波伝承館で（岩手県陸前高田市）

指針」で「市町村保健センター等で実施する乳幼児健康診査等の母子保健事業の機会を捉え、乳幼児の保護者に対する適切な保健指導や医療機関への受診勧奨等、適切な情報提供を実施する」（要旨）とした、アレルギーの発症予防にもつながる「保健指導」を推進するための研修に比重が移ってきている。

連携先も市町村の保健センターや担当部門から、県や保健所・保健福祉事務所、地域医師会、助産師会、公立病院、看護学校、児童福祉施設、障害者支援施設などに広がっている。被災地がアレルギー疾患対策では先進地域となり、モデルとなるような取り組みが進むための協力を続けたいと考える。

○活動を行う中で忘れてはいけないこと

「母の会」は、被災地に協力する活動を行う中で忘れてはいけないことがあると考えている。東日本大震災から5年たった平成28年、宮城県のある自治体の保健師が語ってくれた。「自分も生きるのに必死でした。正直言って震災のことについてこうして皆さんに話していることが自分の気持ちの整理になっています。でもまだ5年目の状況として内部の職員が疲弊しています。住民の被災体験を聞いて、それに対応できる状態になっている職員はまだ少数だと思います。まだ余震がある。他の地域での地震報道

「母の会」と連携している自治体 (研修会などを開催)



があると、皆がああの被災時の状況に戻るといいうか不安定になる。それでも業務なので頑張っている。職員なので、どうしても自分のことは置き去りにしてきた。自分の家を流され家族を失った人、親類を失った人もいる、この後遺症はかなり大きいと思います」。福島第一原子力発電所周辺の市町村を中心にまだ多くの方々が避難生活を続けている。「一番大変な思いをしたところにこそ協力を続けたい」、そうした思いを忘れずに「母の会」はこれからも被災地への協力を続けていくことにしている。



震災遺構 中浜小学校で（宮城県山元町）

(資料など)

- 1) 「東日本大震災におけるアレルギー児の保護者へのアンケート調査 (第 2 報) 津波の影響を受けた沿岸部の調査」日小ア誌 2013:27:93-106
- 2) 厚生労働科学研究費補助金 (厚生労働科学特別研究事業) 総括研究報告書 東日本大震災被災者の健康状態等に関する調査 研究代表者: 林謙治氏 (国立保健医療科学院院長) 平成 23 年度総括・分担研究報告書、分担研究報告「被災者を支える体制に関する調査」(石巻圏合同救護チームの緊急時診療記録の解析)。2012:73-77
- 3) 「災害時のこどものアレルギー疾患対応パンフレット(改訂版)」(日本小児アレルギー学会)
http://www.jspaci.jp/modules/gcontents/index.php?content_id=13
- 4) 「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」(内閣府防災担当)
<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1604kankyokakuho.pdf>
- 5) 「避難所の運営等に関する実態調査 (市区町村アンケート調査)」(内閣府防災担当)
http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/hinanjo_kekkahoukoku_150331.pdf
- 6) 「指定避難所等の指定・運営等に関する実態調査」(総務省近畿管区行政管理局)
http://www.soumu.go.jp/main_content/000524038.pdf
- 7) 「平成 28 年度避難所における被災者支援に

関する事例報告書」(内閣府)

- <http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/houkokusyo.pdf>
- 8) 「指定避難所等における良好な生活環境を確保するための推進策検討調査報告書」(内閣府防災担当)
http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/20180801_seikatukannkyo_houkokusho.pdf
- 9) 日本栄養士会「災害支援への取り組み一覧」
<https://www.dietitian.or.jp/about/concept/jdadat/assistance/>
- 10) 「アレルギー疾患対策基本法」
https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=78ab4117&dataType=0&pageNo=1
- 11) 「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」(厚生労働省)
https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00010380&dataType=0&pageNo=1
- 12) 「都道府県知事あて厚生労働省健康局長通知」(平成 29 年 7 月 28 日)
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000178686.pdf>
- 13) 「小児のアレルギー疾患 保健指導の手引き」(厚生労働省研究班)
https://allergyportal.jp/wp/wp-content/themes/allergyportal/assets/pdf/tebiki-1_1.pdf



福島県大熊町役場 令和2年11月6日

東日本大震災から10年 相次ぐ災害、被災地での活動の記録と提案

令和3年3月発行

発行者 NPO 法人アレルギーを考える母の会

〒241-0024 横浜市旭区本村町17-1-106

FAX 045-362-3106

e-mail sonobe@hahanokai.org

*無断転載などはお断りします